

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 大麻取締法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第4関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、(2)（附則第3項関係に限る。）は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 県税の課税免除の適用対象となる製造業等の用に供する設備の取得等の期限を令和9年3月31日（現行令和6年3月31日）まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第63号）

- 1 特定復興産業集積区域内において県税の課税免除の適用対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限及び指定事業者に係る指定の期限を令和7年3月31日（現行令和6年3月31日）まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特別償却設備の新設又は増設に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を令和8年3月31日（現行令和6年3月31日）まで延長することとした。（第2条、第3条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとした。（附則関係）

◎住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 住民基本台帳法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、附票本人確認情報の管理に関する事項を定めることとした。（第2条、第8条、第10条関係）
- 2 法の一部改正に伴い、附票本人確認情報を開示する場合の書面の交付に要する費用の負担について定めることとした。（第9条関係）
- 3 法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第4条、第7条関係）
- 4 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例を廃止する条例（条例第66号）

- 1 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例を廃止することとした。（本則関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を令和11年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）